



目 次

条 例	ページ
◎知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	6
◎高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	6
◎高知県犯罪被害者等支援条例	7
◎高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例	8
◎高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例	9
◎職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	10
◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	10
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	10
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	10
◎高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例	10
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	11
◎高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	24
◎ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例	25
◎高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	25
◎高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	26
◎高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例	26
◎高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	27
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	27
◎高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例	27
◎高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	27
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	28
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	29
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県	

特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	29
◎高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	30
◎公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	31
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	31
◎高知県よさこいピック高知記念基金条例を廃止する条例	31

公布された条例のあらまし

◆知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(高知県条例第1号)

1 条例制定の目的

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)の施行による地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正等を考慮し、知事等の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めることとした。

2 主要な内容

知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(地方自治法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任については、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (第2条)

(1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業局長 2

エ 職員(地方警務官並びにイ及びウに掲げる職員を除く。) 1

(2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ 警察本部長以外の地方警務官 1

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(高知県条例第2号)

1 条例制定の目的

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)の施行による社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正等に伴い、第二種社会福祉事業を行う社会福祉住居施設のうち無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 主要な内容

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、次に掲げる事項を除くほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)で定める基準の例によることとする。

(1) 非常災害に対する防災対策マニュアルの策定等(第3条)

(2) 県内産農林水産物等の使用(第4条)

(3) 暴力団の排除(第5条)

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県犯罪被害者等支援条例(高知県条例第3号)

1 条例制定の目的

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者、市町村及び民間支援団体の責務及び役割等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することとした。

2 主要な内容

(1) この条例において使用される用語の定義をすること。(第2条)

(2) 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないこと。(第3条)

ア 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

イ 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応するとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。

ウ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が被害を受けた直後から必要な支援が途切れることなく提供されること。

エ 国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること。

(3) 犯罪被害者等の支援に関し、県の責務、県民の役割、事業者の役割、市町村の役割、民間支援団体の役割及び個人情報の適正な管理について定めること。(第4条から第9条まで)

(4) 県の基本的施策として、相談窓口の設置、情報の提供等、経済的負担の軽減、日常生活の支援、心身に受けた影響からの回復、安全の確保、居住の安定、雇用の安定等、県民の理解の増進、人材の育成及び民間支援団体に対する支援について定めること。(第10条から第19条まで)

(5) 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。(第20条)

(6) 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり犯罪被害者等の支援に関する指針(以下「指針」という。)を定めること。(第21条)

ア 指針には、犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的施策その他犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項を定めるものとする。

イ 指針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、高知県犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

ウ 指針を定めたとき又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

エ 指針に基づく施策の実施状況について、適宜公表するものとする。

(7) 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査審議させるため、高知県犯罪被害者等支援推進会議を置くこと。(第22条)

(8) 県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。(第23条)

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例（高知県条例第4号）

1 条例改正の目的

県民の健康長寿に寄与することを目的とした高知県歯と口の健康づくり条例の制定から9年が経過し、その間にも研究により歯と口の健康が全身の健康の保持増進等に影響を及ぼす根拠が明らかになる中で、新たな知見を取り入れながら歯と口の健康づくりに関する総合的かつ計画的な施策をより一層推進するため、その決意となる前文を改めるとともに、基本的施策の実施条項に高齢期におけるオーラルフレイル対策をはじめとするライフステージに応じた施策を明示する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（高知県条例第5号）

1 条例改正の目的

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）の施行に伴い、公文書の定義、第三者に対する意見書提出の機会の付与等の規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

1 条例改正の目的

会計年度任用職員の制度が導入されることを考慮し、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を追加することとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第7号）

1 条例改正の目的

本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を令和2年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要内容

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間において、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)
知事	1,220,000円	(10%) 1,098,000円
副知事	940,000円	(3%) 911,800円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(2%) 597,800円
常勤の監査委員	610,000円	(2%) 597,800円
教育長	780,000円	(2%) 764,400円

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

1 条例改正の目的

特別の法律により設立された法人である高知県商工会連合会に職員を派遣することができることとするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

1 条例改正の目的

会計年度任用職員の制度が導入され、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員と同一の時間である会計年度任用職員に対して給料が支給されることとなることを考慮し、給料を支給される非常勤の職員の補償基礎額に関する規定を追加することとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

1 条例改正の目的

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行により行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）が一部改正されるとともに、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第183号）の施行により地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行による毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の一部改正等に伴う知事への権限移譲を考慮し、小分けを除く毒物又は劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録、登録の更新及び登録の変更の申請に対する審査並びに毒物又は劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録票の書換え交付及び再交付に係る手数料を新たに徴収することとするともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正等により、エネルギー消費性能の向上に資する複数の建築物の新築等をしようとする者が建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、その認定を受けることができることとされたこと等に伴う当該計画の認定及び変更の認定の申請に対する審査に係る手

料を新たに徴収することとし、併せて住宅部分を有する建築物の所有者が当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をしようとする場合において、当該認定に係る基準と同等以上の性能を有することを確かめることができる簡略な計算方法による手数料として新たな区分を設ける等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第15条の表の改正規定は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

1 条例改正の目的

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）の規定により厚生労働大臣が2年ごとに定める財政安定化基金拠出率が改定されることに伴い、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に必要な当該財政安定化基金拠出率を標準として定める拠出率を改定するとともに、これまでの高知県後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況を考慮し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により県が当該基金に繰り入れなければならない額の算定の基礎となる当該拠出率の特例を令和3年度まで延長することとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

1 条例改正の目的

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第68号）の施行による食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正を考慮し、さばふぐ及びよりとふぐを含む全てのふぐを公衆衛生上必要な規制の対象とするとともに、業としてふぐの処理に従事することができる者としてふぐ処理師の立会いの下にふぐを処理する者を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、題名及び第1条の改正規定、第8条第1項に1号を加える改正規定並びに第9条及び第10条の改正規定は、令和3年6月1日から施行することとした。

◆高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

1 条例改正の目的

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行による動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部改正を考慮し、現行の動物愛護指導員を同法に基づく動物愛護管理指導員として任命することとともに、勧告に従わない第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者の公表、第一種動物取扱業者であった者に対する勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、動物の不適正な飼養等により周辺的生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する指導、助言、報告の徴収及び立入検査に係る知事の権限に属する事務を高知市が処理することとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。

◆高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

1 条例改正の目的

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行による食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部改正等により、営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置の基準が国において定められたことを考慮し、同法に基づき定めている公衆衛生上講ずべき措置に関する基準に係る規定の削除等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。

◆高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

1 条例改正の目的

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行による地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正等を考慮し、県が設立した公立大学法人の役員等が当該公立大学法人に対して損害を賠償する責任を負う額の限度を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

1 条例改正の目的

新たに設置する高知県立県民体育館の補助競技場の冷暖房設備の計算単位当たりの基準額を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

1 条例改正の目的

新たに導入する機器を県民の利用に供することに伴い、計算単位当たりの使用料及び手数料の上限額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

1 条例改正の目的

漁港施設及び漁港区域の有効活用を一層促進するため、県が管理する漁港施設の占用の許可の期間及び漁港の区域内の水域又は公共空地における行為に係る占有等の許可の期間の上限を延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

1 条例改正の目的

浄化槽法（昭和58年法律第43号）の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する規定を追加するとともに、材料費の上昇等を考慮し、浄化槽管理士身分証の交付、書換え交付及び再交付に係る手数料の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、協議の調った市町が処理している浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務について、同法の一部改正を考慮し、当該市町が処理することとする事務の追加等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

1 条例改正の目的

春野総合運動公園の野球場のグラウンドフェンスの広告出展料を新たに定めるとともに、春野総合運動公園の野球場のスコアボードの改修に伴う利用に係る料金の改定等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

1 条例改正の目的

民法（明治29年法律第89号）の一部改正等を考慮し、県営住宅及び特定公共賃貸住宅への入居について連帯保証人を不要とするとともに、敷金の返還の範囲を明確にする等必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

1 条例改正の目的

幡多医療圏における急性期病床の状況、幡多けんみん病院の一般病床の利用率等を考慮し、同病院の病床数を変更するとともに、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行による地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部改正に伴う地方自治法（昭和22年法律第67号）の引用規定の整理を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

1 条例改正の目的

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正等を考慮し、文部科学大臣が定めた指針に基づく教育職員の業務量の適切な管理等に関する規定を追加することとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的

古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第166号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、古物営業法（昭和24年法律第108号）の引用規定の整理を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◆高知県よさこいピック高知記念基金条例を廃止する条例（高知県条例第27号）

1 条例の廃止

その目的を達成した高知県よさこいピック高知記念基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。
令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第1号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。次条において「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任を免れさせる額)

第2条 知事等の県に対する損害を賠償する責任については、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下この条において同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

- ア 知事 6
- イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4
- ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業局長 2
- エ 職員(地方警務官並びにイ及びウに掲げる職員を除く。) 1

(2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

- ア 警察本部長 2
- イ 警察本部長以外の地方警務官 1

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。  
令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第2号

高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第68条の5第1項の規定により、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号。次条において「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第68条の5第1項の条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準省令(基準省令第6条第3項を除く。)で定める基準の例による。この場合において、基準省令第8条第1項中「非常災害に対する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「少なくとも一年に一回以上、定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該無料低額宿泊所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」とする。

(県内産農林水産物等の使用)

第4条 無料低額宿泊所は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物(以下この条において「県内産農林水産物」という。)及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(暴力団の排除)

第5条 無料低額宿泊所の設置者、職員(施設長を含む。)その他当該無料低額宿泊所の運営に携わる者(当該無料低額宿泊所の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))を含む。)) (次項において「設置者等」という。))は、暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。))又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

2 無料低額宿泊所の設置者等は、暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。))又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 無料低額宿泊所の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高知県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。  
令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第3号

#### 高知県犯罪被害者等支援条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 基本的施策（第10条－第19条）
- 第3章 推進の体制等（第20条－第23条）

附則

#### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者、市町村及び民間支援団体の責務及び役割等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- （3）二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- （4）民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援をすることを主たる目的とする民間の団体をいう。
- （5）犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるようにするための支援をいう。

（基本理念）

**第3条** 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- （1）犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- （2）犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応するとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮すること。
- （3）犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が被害を受けた直後から必要な支援が途切れることなく提供されること。
- （4）国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすこ

とができる地域社会の形成を促進すること。  
（県の責務）

**第4条** 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県民、事業者、市町村及び民間支援団体との役割分担を踏まえ、相互に有機的に機能することができるよう主体的に働き掛けて、その調整を行い、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、地域の実情に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等の支援において市町村が果たす役割に鑑み、市町村が犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（県民の役割）

**第5条** 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、及びその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

（市町村の役割）

**第7条** 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市町村は、国、県及び民間支援団体等との役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

**第8条** 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（個人情報適正な管理）

**第9条** 県、事業者、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものは、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### 第2章 基本的施策

（相談窓口の設置、情報の提供等）

**第10条** 県は、犯罪被害者等の支援のための相談窓口を設置して、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問

題について相談に応じるとともに、必要な助言、情報の提供、関係機関等への働き掛け、支援の調整等を行い、犯罪被害者等の援助に理解のある専門職を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

**第11条** 県は、犯罪等又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

**第12条** 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に安心して日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（心身に受けた影響からの回復）

**第13条** 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス、学校における支援等が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

**第14条** 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

**第15条** 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定等）

**第16条** 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解の増進）

**第17条** 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について県民の理解を深め、二次被害の防止等を図るための広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

**第18条** 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

**第19条** 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 推進の体制等

（連携体制の整備）

**第20条** 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

（支援に関する指針）

**第21条** 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の

支援に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 犯罪被害者等の支援に関する基本方針

（2） 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策

（3） 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条に規定する高知県犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

6 県は、指針に基づく施策の実施状況について、適宜公表するものとする。

（高知県犯罪被害者等支援推進会議）

**第22条** 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査審議させるため、高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下この条において「推進会議」という。）を置く。

2 県は、指針に基づく施策の実施状況等を推進会議において検証し、必要な措置を講ずるものとする。

3 推進会議は、犯罪被害者等の支援に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 推進会議は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、学識経験者、民間支援団体又は関係団体の職員等のうちから知事が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 推進会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

10 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

11 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

12 推進会議の庶務は、高知県文化生活スポーツ部において処理する。

13 前各項に規定するもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

（財政上の措置）

**第23条** 県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 瀨田 省司

高知県条例第4号

高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例

高知県歯と口の健康づくり条例（平成22年高知県条例第35号）の一部を次のように改正する。

前文中「県民はもとより人類共通の」を「県民の」に、「そこで、これまで国は」を「全国に先行して超高齢社会を迎えた本県では、健康な長寿県づくりを目指して」に、「積極的に推進してきた。また、県も、それに呼応して精力的にそのことに取り組んできた」を「国とともに積極的に推進してきた」に、「特に本県は、全国に先駆けた超高齢化先進県である。そして、今まさに、県は、日本一の健康長寿県づくりを政策の柱に据えた」を「さらに、口腔疾患と全身の多くの疾患との関連が明らかになっている。歯周病は、糖尿病をはじめ様々な全身疾患と密接な関係があり、糖尿病性腎症等の発症だけでなく重症化予防に向けても、歯周病対策に取り組む必要がある」に、「この機会をとらえ、高齢者だけに特化することなく、全世代の県民を対象に生活の質を上げるためにも、元気に食べ、明るく話し笑える歯と口の健康づくりを」を「全世代の県民を対象に生活の質を上げるために、妊娠期からの口腔健康管理、乳幼児期及び学齢期は口腔機能発達及びむし歯予防、思春期は歯肉炎の予防、成人期からは歯周病の進行予防、高齢期においてはフレイル対策を強化するためにオーラルフレイルの予防を進めていくことにより、元気に食べ、明るく話し笑える歯と口の健康づくりを「健口維新」として」に改める。

第2条中「すべての」を「全ての」に改める。

第6条中「以下」を「第8条第3項において」に改める。

第10条第1号中「保健医療関係者等」を「市町村等」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「携わる者の」を「携わる者の人材の確保及び」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同号の前に次の3号を加える。

(3) 乳幼児期から高齢期まで各年齢層に応じた歯科健診及び歯科保健指導の受診促進に関すること。

(4) 妊娠期及び胎児期から乳幼児期及び学齢期にかけての母子歯科保健事業及び学校歯科保健事業並びにフッ化物応用等科学的に根拠のある効果的なむし歯予防対策の推進に関すること。

(5) 思春期における歯肉炎の予防対策並びに成人期から高齢期にかけての歯周病の予防対策及びオーラルフレイル対策の推進に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第5号**高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例**

高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。第2条第1号ア中「。以下「行政機関個人情報保護法」という。」を削り、同条第6号を次のように改める。

(6) 公文書 高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）第2条第2項に規定する公文書をいう。

第2条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

第13条中「職員」を「職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」に改める。

第15条第1項中「何人も」を「何人も、この条例の定めるところにより」に、「公文書」を「当該実施機関の保有する公文書」に、「自己の」を「自己を本人とする」に改め、同条第2項中「個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をする」を「、前項の規定に基づき個人情報の開示を請求する」に改め、同項ただし書中「開示請求をする」を「開示を請求する」に改め、同条第3項中「死者」を「第1項の規定に基づき死者」に、「開示請求をする」を「開示を請求する」に改める。

第16条第1項中「実施機関は」を「実施機関は、前条各項の規定に基づく開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは」に、「を除き」を「を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し」に改める。

第18条中「当該請求」を「当該開示請求」に改める。

第19条中「に対して」を「に対し」に改める。

第20条第2項中「開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）」を「開示請求者」に改め、同条第5項及び第6項を削る。

第21条第3項中「決定」を「決定（以下「開示決定」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条の2 開示請求に係る個人情報に実施機関及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。）に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第1項第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を第16条第2項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第22条第1項中「第20条第1項の規定により、個人情報の開示をする旨の決定」を「開示決定」に、「当該個人情報」を「、当該個人情報」に改め、同条第2項中「、図画及び写真」を「又は図画」に改める。

第25条第1項中「第22条第2項及び第3項並びに」を「第22条第2項若しくは第3項又は」に、「実施機関に対して」を「この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有

する実施機関に対し」に改め、同条第2項中「個人情報の」を「前項の規定に基づく」に改める。

第26条第1項及び第2項中「に対して」を「に対し」に改める。

第27条第2項中「訂正請求書を提出した」を「訂正請求をした」に改める。

第29条第1項中「当該実施機関に対して」を「この条例の定めるところにより、当該個人情報保有する実施機関に対し」に改め、同条第2項中「個人情報の」を「前項の規定に基づく」に改める。

第31条第1項中「に対して」を「に対し」に改める。

第32条第2項中「是正請求書を提出した」を「是正請求をした」に改める。

第33条の3第1項第2号中「反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）」を「反対意見書」に改める。

第33条の4中「、開示決定等」を「、裁決」に改め、同条第1号中「開示決定等」を「開示決定」に改める。

第34条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「行政機関個人情報保護法」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

第35条第8項中「に対して」を「に対し」に改める。

第36条の6第1項及び第2項中「(電磁的記録)」を「(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)」に改める。

第39条第1項及び第2項中「に対して」を「に対し」に改める。

第46条中「、写真」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第6号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「規定に基き」を「規定に基づき」に、「規定することを目的とする」を「必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が定めることができる。

第3条中「定めるものを除くほか」を「定めるもののほか」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第7号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第27項中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第8号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 高知県商工会連合会

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第9号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

付則第3条第3項中「次の各号に掲げる額の合計額が」を「各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「又は次条の」を「及び次条の」に、「、第14条又は次条」を「、これらの規定」に、「「遺族補償年金及び」を「、「遺族補償年金及び」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第10号**高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例**

(高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例の一部改正)

第1条 高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表1の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「以下この項及び2の項」を「以下この表」に改める。

（高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正）

第2条 高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

（高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第3条 高知県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年高知県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第32条の見出し中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、同条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第2条第3号」を「第3条第5号」に、「第2条第8号」を「第3条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第11号**高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。第15条の表を次のように改める。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録申請手数料	27,200円
2 法第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審	毒物劇物販売業登録申請手数料	14,700円

査		
3 法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録更新申請手数料	10,200円
4 法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	6,400円
5 法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施	毒物劇物取扱者試験手数料	10,500円
6 法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録変更申請手数料	5,200円
7 政令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録票書換え交付手数料	2,400円
8 政令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の再交付	毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録票再交付手数料	4,000円

第55条の4第1項の表を次のように改める。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 ア 当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認することができる図書として知事が別に定めるもの（以下この表において「適合証等」という。）が添付されているもの （ア）一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下この表において「非住宅部分」という。）を有しないものをいう。以下	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1戸につき5,000円

<p>この表において同じ。)に係るもの (イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)に係るもの</p>	<p>a 住戸の部分(住宅の用途に供する部分から共用部分を除いた部分をいう。以下この表において同じ。)のみの場合 (a) 戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。以下1の項ア(イ)aにおいて同じ。)が1のとき。 (b) 戸数が2以上5以下のとき。 (c) 戸数が6以上10以下のとき。 (d) 戸数が11以上25以下のとき。 (e) 戸数が26以上50以下のとき。 (f) 戸数が51以上100以下のとき。 (g) 戸数が101以上200以下のとき。 (h) 戸数が201以上300以下のとき。 (i) 戸数が301以上のとき。</p>	<p>5,000円 1万円 17,000円 28,000円 46,000円 82,000円 129,000円 163,000円 174,000円</p>	<p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年12月国土</p>	<p>産業省 交通省告示第119号。 境 省 以下この表において「告示」という。)第2の2の2-3の(2)のロに掲げる共同住宅等にあつては、(a)に</p>	<p>(a) 住戸の部分に係るもの i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上5以下のとき。 iii 戸数が6以上10以下のとき。 iv 戸数が11以上25以下のとき。 v 戸数が26以上50以下のとき。 vi 戸数が51以上100以下のとき。 vii 戸数が101以上200以下のとき。 viii 戸数が201以上300以下のとき。 ix 戸数が301以上のとき。 (b) 共用部分に係るもの i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。 ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。 iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。 v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。 vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。 (ウ) 複合建築物(住宅の用途に供する部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。)に係るもの a 住戸の部分のみの場合</p>	<p>定める額) 5,000円 1万円 17,000円 28,000円 46,000円 82,000円 129,000円 163,000円 174,000円 1万円 28,000円 82,000円 129,000円 163,000円 204,000円 戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。)に応</p>
---	---	--	---	--	---	--

<p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <p>(a) 住宅の用途に供する部分に係るもの</p> <p>(b) 非住宅部分に係るもの</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。</p> <p>(エ) 非住宅建築物（非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。）に係るもの</p> <p>イ 適合証等が添付されていないもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(イ) 共同住宅等に係るもの</p> <p>a 住戸の部分のみの場合</p> <p>(a) 戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。以下1の項イ(イ)aにおいて同じ。）が1のとき。</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下のとき。</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下のとき。</p>	<p>じ、それぞれア(イ)aに定める額</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(イ)bに定める額</p> <p>1万円</p> <p>28,000円</p> <p>82,000円</p> <p>129,000円</p> <p>163,000円</p> <p>204,000円</p> <p>床面積に応じ、それぞれア(ウ)b(b)に定める額</p> <p>1戸につき36,000円</p> <p>36,000円</p> <p>71,000円</p> <p>10万円</p>		<p>(d) 戸数が11以上25以下のとき。</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下のとき。</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下のとき。</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下のとき。</p> <p>(h) 戸数が201以上300以下のとき。</p> <p>(i) 戸数が301以上のとき。</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <p>(a) 住戸の部分に係るもの</p> <p>i 戸数が1のとき。</p> <p>ii 戸数が2以上5以下のとき。</p> <p>iii 戸数が6以上10以下のとき。</p> <p>iv 戸数が11以上25以下のとき。</p> <p>v 戸数が26以上50以下のとき。</p> <p>vi 戸数が51以上100以下のとき。</p> <p>vii 戸数が101以上200以下のとき。</p> <p>viii 戸数が201以上300以下のとき。</p> <p>ix 戸数が301以上のとき。</p> <p>(b) 共用部分に係るもの</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。</p>	<p>14万円</p> <p>20万円</p> <p>287,000円</p> <p>387,000円</p> <p>507,000円</p> <p>595,000円</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>(告示第2の2の2-3の(2)のロに掲げる共同住宅等にあつては、(a)に定める額)</p> <p>36,000円</p> <p>71,000円</p> <p>10万円</p> <p>14万円</p> <p>20万円</p> <p>287,000円</p> <p>387,000円</p> <p>507,000円</p> <p>595,000円</p> <p>112,000円</p> <p>185,000円</p> <p>286,000円</p>	
---	---	--	--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。 v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。 vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。 	<p>366,000円</p> <p>437,000円</p> <p>509,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> (v) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。 (vi) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。 	<p>411,000円</p> <p>482,000円</p>
<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 複合建築物に係るもの <ul style="list-style-type: none"> a 住戸の部分のみの場合 b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合 <ul style="list-style-type: none"> (a) 住宅の用途に供する部分に係るもの 	<p>戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。）に応じ、それぞれイ(イ) aに定める額</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれイ(イ) bに定める額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ii 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合 <ul style="list-style-type: none"> (i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。 (ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。 (iii) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 (iv) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。 (v) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。 (vi) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。 	<p>247,000円</p> <p>393,000円</p> <p>557,000円</p> <p>681,000円</p> <p>803,000円</p> <p>916,000円</p>
<ul style="list-style-type: none"> (b) 非住宅部分に係るもの <ul style="list-style-type: none"> i 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年^{経済産業省}令第1号。以下^{国土交通省}この表において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 <ul style="list-style-type: none"> (i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。 (ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。 (iii) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。 (iv) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。 	<p>97,000円</p> <p>162,000円</p> <p>262,000円</p> <p>342,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> (エ) 非住宅建築物に係るもの <ul style="list-style-type: none"> a 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合 	<p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b(b) iに定める額</p> <p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b(b) iiに定める額</p>
<p>2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 適合証等が添付されているもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1戸につき2,500円</p>	

<p>(イ) 共同住宅等に係るもの</p> <p>a 住戸の部分のみの場合</p> <p>(a) 戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。以下2の項ア(イ)aにおいて同じ。）が1のとき。</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下のとき。</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下のとき。</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下のとき。</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下のとき。</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下のとき。</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下のとき。</p> <p>(h) 戸数が201以上300以下のとき。</p> <p>(i) 戸数が301以上のとき。</p>	<p>2,500円</p> <p>5,000円</p> <p>8,500円</p> <p>14,000円</p> <p>23,000円</p> <p>41,000円</p> <p>64,500円</p> <p>81,500円</p> <p>87,000円</p>	<p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額（告示第2の2の2-3の(2)のロに掲げる共同住宅等にあつては、(a)に定める額）</p>	<p>300平方メートル以内のとき。</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。</p> <p>iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。</p> <p>v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。</p> <p>vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。</p>	<p>14,000円</p> <p>41,000円</p> <p>64,500円</p> <p>81,500円</p> <p>102,000円</p>	<p>(ウ) 複合建築物に係るもの</p> <p>a 住戸の部分のみの場合</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <p>(a) 住宅の用途に供する部分に係るもの</p> <p>(b) 非住宅部分に係るもの</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。</p>	<p>戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。）に応じ、それぞれア(イ)aに定める額</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(イ)bに定める額</p> <p>5,000円</p> <p>14,000円</p> <p>41,000円</p> <p>64,500円</p>	<p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <p>(a) 住戸の部分に係るもの</p> <p>i 戸数が1のとき。</p> <p>ii 戸数が2以上5以下のとき。</p> <p>iii 戸数が6以上10以下のとき。</p> <p>iv 戸数が11以上25以下のとき。</p> <p>v 戸数が26以上50以下のとき。</p> <p>vi 戸数が51以上100以下のとき。</p> <p>vii 戸数が101以上200以下のとき。</p> <p>viii 戸数が201以上300以下のとき。</p> <p>ix 戸数が301以上のとき。</p> <p>(b) 共用部分に係るもの</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が</p> <p>5,000円</p>
---	---	--	---	---	--	---	--

びロ(2)に掲げる基準による場合	48,500円	内のとき。 (vi) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。	458,000円															
(i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。	81,000円	(エ) 非住宅建築物に係るもの a 省令第10条第1号イ(2)及びびロ(2)に掲げる基準による場合	床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b) i に定める額															
(ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。	131,000円	b 省令第10条第1号イ(2)及びびロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合	床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b) ii に定める額															
(iii) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。	171,000円	備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」、「複合建築物に係るもの」又は「非住宅建築物に係るもの」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟、複合建築物1棟又は非住宅建築物1棟についての額とする。																
(iv) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。	205,500円	第55条の7の見出し中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等」に改め、同条第1項中「「法」という。）」を「「法」という。」及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)に改め、同項の表を次のように改める。																
(v) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき。	241,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1368 756 1476 777">事務の内容</th> <th data-bbox="1655 756 1785 777">手数料の名称</th> <th data-bbox="1901 756 1951 777">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 815 1626 925">1 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</td> <td data-bbox="1644 815 1796 898">建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</td> <td data-bbox="1939 1345 2029 1366">42,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 933 1626 1217">ア 一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分(以下この表において「不算定部分」という。)以外の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)を有し、非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物として知事が別に定める建築物に係るもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 1225 1626 1335">(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 1343 1626 1453">a 非住宅部分の床面積(増築又は改築にあつては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積。以下この項において同じ。)の合計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事務の内容	手数料の名称	金額	1 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	42,000円	ア 一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分(以下この表において「不算定部分」という。)以外の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)を有し、非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物として知事が別に定める建築物に係るもの			(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合			a 非住宅部分の床面積(増築又は改築にあつては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積。以下この項において同じ。)の合計		
事務の内容	手数料の名称	金額																
1 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	42,000円																
ア 一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分(以下この表において「不算定部分」という。)以外の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)を有し、非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物として知事が別に定める建築物に係るもの																		
(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合																		
a 非住宅部分の床面積(増築又は改築にあつては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積。以下この項において同じ。)の合計																		
(vi) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。	123,500円																	
ii 省令第10条第1号イ(2)及びびロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合	196,500円																	
(i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。	278,500円																	
(ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき。	340,500円																	
(iii) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。	401,500円																	
(iv) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき。																		
(v) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以																		

<p>合</p> <p>(a) 住戸の部分に係るもの</p> <p>(b) 非住宅部分に係るもの</p> <p>d 建築物全体、建築物全体及び住戸の部分、建築物全体及び非住宅部分又は建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分の場合</p> <p>(a) 住宅部分に係るもの</p> <p>(b) 非住宅部分に係るもの</p>	<p>に定める額との合計額</p> <p>戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。）に応じ、それぞれア(ウ) a に定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(ウ) b に定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額</p>			<p>b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満のとき。</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上のとき。</p> <p>(ウ) 共同住宅等に係るもの</p> <p>a 住戸の部分のみの場合</p> <p>(a) 戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。以下4の項イ(ウ) a において同じ。）が1のとき。</p> <p>(b) 戸数が2以上4以下のとき。</p> <p>(c) 戸数が5以上15以下のとき。</p> <p>(d) 戸数が16以上45以下のとき。</p> <p>(e) 戸数が46以上のとき。</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <p>(a) 住戸の部分に係るもの</p>		<p>233,000円</p> <p>377,000円</p> <p>537,000円</p> <p>662,000円</p> <p>782,000円</p> <p>892,000円</p> <p>1戸につき35,000円</p> <p>1戸につき39,000円</p> <p>39,000円</p> <p>71,000円</p> <p>118,000円</p> <p>201,000円</p> <p>288,000円</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額（省令第12条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、(a)に定める額）</p>
<p>イ 適合証等が添付されていないもの</p> <p>(ア) 非住宅建築物に係るもの</p> <p>a 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（同号に規定する非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあつては、同号ロ(2)に掲げる基準。以下この表において同じ。）による場合</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>89,000円</p> <p>15万円</p> <p>242,000円</p> <p>316,000円</p> <p>379,000円</p> <p>445,000円</p>					

<ul style="list-style-type: none"> i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上4以下のとき。 iii 戸数が5以上15以下のとき。 iv 戸数が16以上45以下のとき。 v 戸数が46以上のとき。 (b) 共用部分に係るもの <ul style="list-style-type: none"> i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (エ) 複合建築物に係るもの <ul style="list-style-type: none"> a 住戸の部分のみの場合 b 非住宅部分のみの場合 <ul style="list-style-type: none"> (a) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合 c 住戸の部分及び非住宅部分の場合 <ul style="list-style-type: none"> (a) 住戸の部分に係るもの 	<ul style="list-style-type: none"> 39,000円 71,000円 118,000円 201,000円 288,000円 112,000円 184,000円 287,000円 368,000円 44万円 513,000円 <p>戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。）に応じ、それぞれイ(ウ) a に定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) a に定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) b に定める額</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。）に応じ、それぞれイ(ウ) a に定める額</p>		<ul style="list-style-type: none"> (b) 非住宅部分に係るもの <ul style="list-style-type: none"> i 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 ii 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合 d 建築物全体、建築物全体及び住戸の部分、建築物全体及び非住宅部分又は建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分の場合 <ul style="list-style-type: none"> (a) 住宅部分に係るもの (b) 非住宅部分に係るもの <ul style="list-style-type: none"> i 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 ii 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合 <p>5 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同条第3項の規定に基づき他の建築物に係る同項各号に掲げる事項が記載されている場合に限る。）に対する審査</p> <p>6 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（認定を受けている当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加しようとする変更の場合を除く。）に対する審査</p>	<p>床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) a に定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) b に定める額</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれイ(ウ) b に定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) a に定める額</p> <p>床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) b に定める額</p> <p>当該申請建築物（法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この表において同じ。）について4の項に定める額と当該他の建築物について4の項に定める額との合計額</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p> <p>当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画について4の項に定める額（法第29条第3項の規定に基づき他の建築物に係る同項各号に掲げる事項を記載して認定を受けている場合にあつては、当該変更に係る申請建築物又は他の建築物のそれぞれについて4の項に定める額）に2分の1</p>
---	--	--	--	--

		を乗じて得た額				
7	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（認定を受けている当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加しようとする変更の場合に限る。）に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画追加変更認定申請手数料	当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物について4の項に定める額			
8	法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 ア 当該申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を確認することができる図書として知事が別に定めるもの（以下この表において「適合証等」という。）が添付されているもの (ア) 非住宅建築物に係るもの a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 e 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (イ) 一戸建ての住宅に係るもの (ウ) 共同住宅等に係るもの a 住戸の部分に係るもの (a) 戸数が1のとき。	基準適合認定建築物認定申請手数料	1戸につき5,000円 aに定める額とbに定める額との合計額（省令第5条第3項第2号に掲げる住宅等にあつては、aに定める額） 5,000円			
				(b) 戸数が2以上4以下のとき。 (c) 戸数が5以上15以下のとき。 (d) 戸数が16以上45以下のとき。 (e) 戸数が46以上のとき。 b 共用部分に係るもの (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (e) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (エ) 複合建築物に係るもの a 住宅部分に係るもの b 非住宅部分に係るもの イ 適合証等が添付されていないもの (ア) 非住宅建築物に係るもの a 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (c) 非住宅部分の床面積の合計	1万円 21,000円 46,000円 83,000円 1万円 28,000円 83,000円 13万円 165,000円 206,000円 aに定める額とbに定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(ウ)に定める額 床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額 89,000円 15万円 242,000円	

<p>が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>b 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外の基準による場合</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準による場合</p> <p>(a) 床面積が200平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 床面積が200平方メートル以上のとき。</p> <p>b 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準以外の基準による場合</p> <p>(a) 床面積が200平方メートル</p>	<p>316,000円</p> <p>379,000円</p> <p>445,000円</p> <p>233,000円</p> <p>377,000円</p> <p>537,000円</p> <p>662,000円</p> <p>782,000円</p> <p>892,000円</p> <p>1戸につき18,000円</p> <p>1戸につき2万円</p> <p>1戸につき35,000円</p>	<p>未満のとき。</p> <p>(b) 床面積が200平方メートル以上のとき。</p> <p>(ウ) 共同住宅等に係るもの</p> <p>a 住戸の部分に係るもの</p> <p>(a) 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準による場合</p> <p>i 戸数が1のとき。</p> <p>ii 戸数が2以上4以下のとき。</p> <p>iii 戸数が5以上15以下のとき。</p> <p>iv 戸数が16以上45以下のとき。</p> <p>v 戸数が46以上のとき。</p> <p>(b) 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準以外の基準による場合</p> <p>i 戸数が1のとき。</p> <p>ii 戸数が2以上4以下のとき。</p> <p>iii 戸数が5以上15以下のとき。</p> <p>iv 戸数が16以上45以下のとき。</p> <p>v 戸数が46以上のとき。</p> <p>b 共用部分に係るもの</p> <p>(a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が</p>	<p>1戸につき39,000円</p> <p>a に定める額とbに定める額との合計額（省令第5条第3項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額）</p> <p>2万円</p> <p>34,000円</p> <p>59,000円</p> <p>106,000円</p> <p>16万円</p> <p>39,000円</p> <p>71,000円</p> <p>118,000円</p> <p>201,000円</p> <p>288,000円</p> <p>49,000円</p> <p>85,000円</p> <p>158,000円</p>
--	---	--	--

<p>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>v 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(エ) 複合建築物に係るもの</p> <p>a 住宅部分に係るもの</p> <p>(a) 住戸の部分に係るもの</p> <p>i 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準による場合</p> <p>ii 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準以外の基準による場合</p>	<p>218,000円</p> <p>265,000円</p> <p>318,000円</p> <p>112,000円</p> <p>184,000円</p> <p>287,000円</p> <p>368,000円</p> <p>44万円</p> <p>513,000円</p> <p>aに定める額とbに定める額との合計額</p> <p>戸数に応じ、それぞれイ(ウ) a (a)に定める額</p> <p>戸数に応じ、それぞれイ(ウ) a (b)に定める額</p>	<p>(b) 共用部分に係るもの</p> <p>i 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合</p> <p>ii 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合</p> <p>b 非住宅部分に係るもの</p> <p>(a) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合</p> <p>(b) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外の基準による場合</p> <p>備考 左欄に掲げる「非住宅建築物に係るもの」、「共同住宅等に係るもの」又は「複合建築物に係るもの」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、非住宅建築物1棟、共同住宅等1棟又は複合建築物1棟についての額とする。</p> <p>第55条の7第2項中「6の項」を「7の項まで」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の表の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年3月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 瀨田 省司</p> <p>高知県条例第12号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例</p> <p>高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年高知県条例第6号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中「10万分の40」を「10万分の38」に改める。</p> <p>第9条中「交付しない」を「交付をしないこととする」に改める。</p> <p>第14条中「貸し付けない」を「貸付けをしないこととする」に改める。</p> <p>附則第3項の見出し中「及び平成31年度」を「から令和3年度まで」に改め、同項中「及び平成31年度」を「から令和3年度までの間」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>~~~~~</p>
---	---	---

ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第13号

ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例

ふぐ取扱い条例（昭和36年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

高知県ふぐ取扱条例

第1条中「（さばふぐ及びよりとふぐを除く。）」を削り、「設け」を「設けること」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条第1項中「以下」を「第8条第1項において」に改める。

第3条第1号中「行なう」を「行う」に改め、同条第2号中「適当と」を「適当であると」に改める。

第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 免許証の交付を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に対し、免許証の再交付又は書換え交付を求めることができる。

第5条第1号を次のように改める。

（1）精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者その他心身の障害によりふぐの処理の業務を行うことが著しく不相当であると認められる者

第5条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とする。

第6条第1項中「前条第1号又は第3号のいずれかに」を「前条第1号の規定に」に改め、同条第2項中「その責」を「その責め」に改める。

第8条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同項に次の1号を加える。

（5）ふぐ処理師の立会いの下に他の者にふぐを処理させるときは、前各号に掲げる事項を当該他の者が遵守するよう指導監督すること。

第8条第2項中「見易い」を「見やすい」に改める。

第9条の見出し中「ふぐ処理師」を「ふぐ処理師等」に改め、同条中「第3条の規定による知事の」を削り、「ふぐ処理師」を「ふぐ処理師又はふぐ処理師の立会いの下にふぐを処理する他の者（次条において「ふぐ処理師等」という。）」に改める。

第10条中「せり売り」を「競り売り」に、「ふぐ処理師が」を「ふぐ処理師等が」に改める。

第11条第1項及び第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第1項第4号中「書換えを」を「書換え交付を」に、「ふぐ処理師免許証書換え手数料」を「ふぐ処理師免許証書換え交付手数料」に改める。

第15条の見出しを「（報告の徴収等）」に改め、同条第1項中「ふぐ処理師に対して必要があるときは」を「必要があると認めるときは、ふぐ処理師に対し」に改め、同条第3項中「ふぐ処理師の」を削る。

第15条の2第7号中「ふぐ処理師の」を削る。

第16条中「この条例に定めるもののほか、」を削り、「施行について」を「施行に関し」に改める。

第17条第1項第1号中「及び」を「又は」に改め、同項第2号中「業務停止」を「業務の停止」に改める。

第18条中「関して前条に規定する」を「関し、前条の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名及び第1条の改正規定、第8条第1項に1号を加える改正規定並びに第9条及び第10条の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第14号

高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第26条第1項の特定動物」を「第25条の2に規定する特定動物」に改め、同条第1号中「第26条第1項の」を「第26条第1項に規定する」に改める。

第13条中「第31条の2第2項第33号」を「第31条の2第2項第40号」に改める。

第30条を次のように改める。

（動物愛護管理指導員）

第30条 法第37条の3第1項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理指導員を置く。

2 動物愛護管理指導員は、職員のうちから、知事が任命する。

3 動物愛護管理指導員は、法第24条第1項（法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第24条の2第3項、第25条第5項及び第33条第1項の規定による立入検査を行うものとする。

4 前項に定めるもののほか、動物愛護管理指導員は、動物の愛護及び管理に関する指導、第22条第1項の規定による野犬等の収容並びに前条第1項の規定による立入調査等を行うものとする。

第31条の2第2項第7号中「（動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。第23号において「一部改正法」という。）附則第3条第2項の規定による犬猫等販売業を営んでいる者からの届出を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同項第18号を削り、同項第17号中「を含む。）」を「を含む。以下この号において同じ。）及び法第22条第4項の規定に基づく動物取扱責任者研修の実施の委託」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

（17）法第21条の5第2項の規定による動物販売業者等からの届出の受理

第31条の2第2項第19号中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同項第20号中「次号」を「次号及び第22号」に改め、同項第65号を同項第72号とし、同項第62号から第64号までを7号ずつ繰り下げ、同項第61号中「第57号」を「第64号」に改め、同号を同項第68号とし、同項第58号から第60号までを7号ずつ繰り下げ、同項第57号中「第61号」を「第68号」に改め、同号を同項第64号とし、同項第56号中「第35号」を「第42号」に改め、同号を同項第63号とし、同項第55号を同項第62号とし、同項第54号を同項第61号とし、同項第53号中「第33号」を「第40号」に、「第35号」を「第42号」に改め、同号を同項第60号とし、同項第52号中「第33号」を「第40号」に、「第35号」を「第42号」に改

め、同号を同項第59号とし、同項第51号中「第33号」を「第40号」に、「第35号」を「第42号」に改め、同号を同項第58号とし、同項第50号中「第33号」を「第40号」に、「第35号」を「第42号」に改め、同号を同項第57号とし、同項第49号中「第33号」を「第40号」に改め、同号を同項第56号とし、同項第48号を同項第55号とし、同項第47号中「第23号」を「第27号」に改め、同号を同項第54号とし、同項第38号から第46号までを7号ずつ繰り下げ、同項第37号中「第33号」を「第40号」に改め、同号を同項第44号とし、同項第36号を同項第43号とし、同項第35号中「第33号」を「第40号」に改め、同号を同項第42号とし、同項第34号を同項第41号とし、同項第33号を同項第40号とし、同号の前に次の1号を加える。

(39) 法第25条第5項の規定に基づく動物の飼養又は保管をしている者からの報告の徴収及び当該動物の飼養又は保管をしている者の動物の飼養又は保管に係る場所等への立入検査

第31条の2第2項第32号中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、「多数の」を削り、同号を同項第38号とし、同項第31号中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同号を同項第37号とし、同項第30号中「第25条第1項」を「第25条第2項」に、「多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている」を「前号の」に改め、同号を同項第36号とし、同号の前に次の1号を加える。

(35) 法第25条第1項の規定に基づく動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている者に対する指導及び助言

第31条の2第2項第29号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第34号とし、同項第28号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「第23条第3項」を「第23条第4項」に、「前号」を「第31号」に改め、同号を同項第33号とし、同号の前に次の1号を加える。

(32) 法第24条の4第1項において読み替えて準用する法第23条第3項の規定に基づく第二種動物取扱業者に対する前号の勧告に従わなかった旨の公表

第31条の2第2項第27号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第31号とし、同項第26号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第30号とし、同項第25号中「第23号」を「第27号」に改め、同号を同項第29号とし、同項第24号を同項第28号とし、同項第23号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、「（一部改正法附則第8条第1項の規定による第二種動物取扱業を行っている者からの届出を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同号を同項第27号とし、同号の前に次の3号を加える。

(24) 法第24条の2第1項の規定に基づく第一種動物取扱業者であった者に対する勧告

(25) 法第24条の2第2項の規定に基づく第一種動物取扱業者であった者に対する前号の勧告に係る措置命令

(26) 法第24条の2第3項の規定に基づく第一種動物取扱業者であった者からの報告の徴収及び当該第一種動物取扱業者であった者の飼養施設を設置する場所等への立入検査

第31条の2第2項第22号を同項第23号とし、同項第21号中「第23条第3項」を「第23条第4項」に、「前号」を「第20号」に改め、同号を同項第22号とし、同項第20号の次に次の1号を加える。

(21) 法第23条第3項の規定に基づく第一種動物取扱業者に対する前号の勧告に従わなかった旨の公表

第31条の2第3項第13号中「第30条」を「第30条第2項」に、「動物愛護指導員」を「同条第4項に規定する職務を行う動物愛護管理指導員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第15号

高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第1項において」を「以下」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第50条の2第1項に規定する営業を行う者（法第62条第3項において準用する場合を含む。）が省令別表第十七の一のイの規定により食品衛生責任者を定めた場合について準用する。この場合において、前項中「規則で定める営業許可証」とあるのは、「食品衛生責任者の氏名を記載した名札（当該名札は、縦21センチメートル、横7.5センチメートル以上の大きさで、長方形とする。）」と読み替えるものとする。

第8条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間におけるこの条例による改正前の高知県食品衛生法施行条例第3条の規定の適用については、同条中「法第50条第2項」とあるのは、「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の法第50条第2項」とする。

高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第16号

高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例

高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例（平成20年高知県条

例第46号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県公立大学法人に係る評価委員会等に関する条例

第1条中「並びに法」を「、法」に、「事項を」を「事項並びに法第19条の2第4項の規定による地方独立行政法人の役員等（同条第1項に規定する役員等をいう。第10条において同じ。）の損害賠償責任の限度額に関し必要な事項を」に改める。

本則に次の1条を加える。

（役員等の損害賠償責任の限度額）

第10条 法第19条の2第4項の規定による公立大学法人の役員等の損害賠償責任の限度額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第17号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の表中

補助競技場	照明設備	全面	1時間につき840円
-------	------	----	------------

を

補助競技場	照明設備	全面	1時間につき840円
	冷暖房設備	冷房	1時間につき1,710円
		暖房	1時間につき2,040円

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第18号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,930円」を「4,340円」に改める。

別表第2中「2,910円」を「2,910円（特殊機器によるものにあつては、指定成分1成分又は1件につき7,270円）」に、「4,930円」を「11,200円」に、「13,100円（精密熱カレンダー装置によるものにあつては、22,100円）」を「22,100円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第19号

高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例

（高知県漁港管理条例の一部改正）

第1条 高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条中「3年以内」を「10年以内」に改める。

（高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部改正）

第2条 高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例（平成11年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1年以内」を「10年以内」に改め、同項ただし書を削る。

第13条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の高知県漁港管理条例及び第2条の規定による改正後の高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の規定は、漁港施設の占有又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地における行為に係る許可（更新の許可を含む。）の期間が令和2年4月1日以後に開始するものについて適用する。

高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第20号

高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第5号中「浄化槽管理士の」を「浄化槽管理士（法第2条第11号に規定する浄化槽管理士をいう。以下同じ。）の」に改め、同条第2項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第1項中「を除くほか」を「を除き」に改める。

第10条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 浄化槽保守点検業者は、第1項の規定により営業所に置くこととされる浄化槽管理士の全てに、第2条第2項の有効期間内（同条第3項の更新の登録がなされたときにあっては、更新後の有効期間内）に1回以上、法第48条第2項第3号の浄化槽管理士に対する研修（知事が指定したものに限る。）を受講させるものとする。

第17条中「2,420円」を「2,620円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。



高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第21号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表25の項を次のように改める。

25 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	
ア 法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出の受理	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
イ 法第5条第2項の規定に基づくアの届出に係る計画についての勧告	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
ウ 法第5条第4項ただし書の規定によるアの届出に係る認定の通知	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
エ 法第7条第2項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査に係る指定検査機関からの報告の受理	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、 津野町
オ 法第7条の2の規定に基づく浄化槽の設置後等の水質検査についての指導及び助言、勧告又は命令	安芸市、宿毛市、 本山町、土佐町、

カ 法第10条の2の規定による報告書の受理

キ 法第11条第2項において準用する法第7条第2項の規定による浄化槽の定期検査に係る指定検査機関からの報告の受理

ク 法第11条の2第1項の規定に基づく清掃後の浄化槽の使用の休止の届出の受理

ケ 法第11条の2第2項の規定によるクの届出に係る浄化槽の使用の再開の届出の受理

コ 法第11条の3の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理

サ 法第12条の規定に基づく浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等

シ 法第12条の2の規定に基づく浄化槽の定期検査についての指導及び助言、勧告又は命令

ス 法第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成

セ 法第49条第2項の規定に基づく浄化槽台帳の作成のための関係地方公共団体の長等への情報の提供の求め

ソ 法第53条第1項の規定に基づく同項第1号、第4号又は第5号に掲げる者からの報告徴収

タ 法第53条第1項の規定に基づく同項第3号に掲げる者からの報告徴収

チ 法第53条第2項の規定に基づく同条第1項第1号、第4号又は第5号に掲げる者に対する立入検査等

ツ 法第53条第2項の規定に基づく同条第1項第3号に掲げる者に対する立入検査等

テ 法附則第11条第1項から第3項までの規定に基づく特定既存単独処理浄化槽に係る助言若しくは指導、勧告又は命令

津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町
安芸市、宿毛市、
本山町、土佐町、
津野町

附 則
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第22号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表第4の表中

「	広告（可動式で、設置期間が1月以内のものに限る。）	表示面積1平方メートル	日額300円	」
---	---------------------------	-------------	--------	---

を

「	広告	可動式で、設置期間が1月以内のもの		表示面積1平方メートル	日額300円
		春野総合運動公園の野球場のグラウンドフェンスに設置するもの	内野	1区画	年額109,200円
			外野（両翼側）	1区画	年額163,800円
			外野（中堅側）	1区画	年額182,000円

に改め、同表備考2中「月額」を「年額又は月額」に、「1月未満」を「1年又は1月未満」に、「1月と」を「それぞれ1年又は1月と」に改める。

別表第5の4の(17)の表中

「	野球場スコアボード	1時間	270円	」
---	-----------	-----	------	---

を

「	野球場スコアボード	アマチュアスポーツ	1時間	800円
		アマチュアスポーツ以外のもの	1時間	6,180円

に、「大放送設備」を「放送設備」に、「体育館小アリーナの小放送設備」を「その他の施設の放送設備」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第23号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

（6） 県のホームページへの掲載

第6条中「（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者にあつては、第1号を除く。）」を削る。

第11条第2項中「次条第4項」を「次条第3項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第12条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認める連帯保証人2人の連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第14条第2項中「申告」を「申告又は第36条第1項の規定に基づく入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人からの報告若しくは官公署による書類の閲覧若しくはその内容の記録」に改める。

第16条第1項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

第17条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「に未納の家賃その他の債務がある」を「が当該県営住宅への入居により生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しない」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、県営住宅の入居者が当該県営住宅への入居により生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、知事に対し、敷金をその債務の弁済に充てることができることを請求することができない。

第19条第1項中「畳の表替え、障子及びふすまの張り替え、破損したガラスの取替え等の軽微な修繕並びに給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する」を「次条第1項第4号に掲げる」に改める。

第20条第1項第4号を次のように改める。

（4） 県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用のうち、当該県営住宅の入居者が負担すべき費用として知事が別に定めるもの

第42条第1項第5号中「第12条第6項」を「第12条第5項」に改め、同条第3項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に、「年5分の割合」を「法定利率（民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率をいう。第62条第3項において同じ。）」に改める。

第46条中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

第61条第3項中「第17条第3項及び第4項並びに」を「第17条第3項から第5項まで及び」に、「第17条第3項中」を「第17条第3項及び第4項中」に、「家賃」とあるのは「共同施設駐車場の使用料」を「への入居」とあるのは「の使用」に改める。

第62条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第63条中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

第74条の表中「第12条」を「第12条第2項から第5項まで」に改める。

(高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「次条第4項」を「次条第3項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第10条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の所得を有する者で知事が適当と認める連帯保証人2人の連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第12条第1項中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

第15条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書中「に未納の家賃その他の債務がある」を「が当該特定公共賃貸住宅への入居により生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、特定公共賃貸住宅の入居者が当該特定公共賃貸住宅への入居により生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、知事に対し、敷金をその債務の弁済に充ててことを請求することができない。

第17条第1項中「畳の表替え、障子及びふすまの張り替え、破損したガラスの取替え等の軽微な修繕並びに給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕」を「入居者が負担すべきものとして知事が別に定めるもの」に改める。

第31条ただし書中「心身障害者」を「障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)」に、「必要であると」を「必要があると」に、「優先的に」を「優先的に」に改める。

第36条第3項中「第15条第2項及び第3項並びに」を「第15条第2項から第4項まで及び」に、「第15条第2項中」を「第15条第2項及び第3項中」に、「家賃」とあるのは「共同施設駐車場の使用料」を「への入居」とあるのは「の使用」に改める。

第37条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改め、同項第6号中「必要であると」を「必要があると」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率(民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率をいう。)」に改める。

第38条中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

第39条中「という。)に」を「という。)にこれを」に改める。

第40条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第41条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第42条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第44条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「知事はその賠償の責め」を「県は、賠償責任」に改める。

第48条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

第49条第1項第5号中「第10条第6項」を「第10条第5項」に改める。

第53条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新県営住宅条例」という。)第12条(新県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新県営住宅条例第8条第2項(新県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決定を受けた者(施行日以後に新県営住宅条例第28条(新県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該決定を受けた者(第1条の規定による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「旧県営住宅条例」という。)第8条第2項(旧県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決定を受けた者を含む。)の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該県営住宅に居住する者を含む。)について適用し、施行日前に旧県営住宅条例第8条第2項(旧県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決定を受けた者(施行日前に旧県営住宅条例第28条(旧県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該決定を受けた者の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該県営住宅に居住する者を含む。)については、なお従前の例による。

3 新県営住宅条例第42条第3項(新県営住宅条例第52条第2項において準用する場合を含む。)及び第62条第3項の規定は、施行日以後に納付期が到来した新県営住宅条例第13条の規定による家賃及び新県営住宅条例第58条の規定による共同施設駐車場の使用料に係る利息について適用し、施行日前に納付期が到来した旧県営住宅条例第13条の規定による家賃及び旧県営住宅条例第58条の規定による共同施設駐車場の使用料に係る利息については、なお従前の例による。

(高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正後の高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新特公賃住宅条例」という。)第10条の規定は、施行日以後に新特公賃住宅条例第6条第2項の規定による決定を受けた者(施行日以後に新特公賃住宅条例第26条の規定に基づき、当該決定を受けた者(第2条の規定による改正前の高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(以下「旧特公賃住宅条例」という。)第6条第2項の規定による決定を受けた者を含む。)の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住する者を含む。)について適用し、施行日前に旧特公賃住宅条例第6条第2項の規定による決定を受けた者(施行日前に旧特公賃住宅条例第26条の規定に基づき、当該決定を受けた者の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住する者を含む。)については、なお従前の例による。

5 新特公賃住宅条例第37条第3項の規定は、施行日以後に納付期が到来した新特公賃住宅条例第33条の規定による共同施設駐車場の使用料に係る利息について適用し、施行日前に納付期が到来した旧特公賃住宅条例第33条の規定による共同施設駐車場の使用料に係る利息については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第24号

**高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項の表中「355床」を「322床」に改める。

第5条中「において」を「において読み替えて」に、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「寄付」を「寄附」に改める。

第7条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。

**附 則**

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第25号**

**公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例**

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和46年法律第77号）」を「（昭和46年法律第77号。以下「特別措置法」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特別措置法第7条第1項の規定により文部科学大臣が定めた指針に基づく教育職員の業務量の適切な管理等については、この条例で定めるものとする。

第6条第1項中「（平成6年高知県条例第46号）」を「（平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）」に、「次項において同じ。）は」を「以下この条において同じ。）は」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の時間外勤務については、勤務時間条例第8条第3項の規定を準用する。

第7条第1項中「次項において」を「以下」に、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

本則に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

**第8条** 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、任命権者の定めるところにより行うものとする。

**附 則**

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第26号**

**高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の表3の項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

**附 則**

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高知県よさこいピック高知記念基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第27号**

**高知県よさこいピック高知記念基金条例を廃止する条例**

高知県よさこいピック高知記念基金条例（平成15年高知県条例第1号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。